

らるゝ時もあらば、此の文書の缺けたる部分を補ひ、また今余輩の讀解し能はざる所、もしくは誤解せる所を補正し得べきを信じて疑はず。文書第一行の初めには必らず年月の記されたりしものなるべきは、西域考古圖譜西域語文書(10)に載せたる回鶻文書斷片第一行の例によりても明らかなり。今此の部分を失へるは遺憾なれども、然も假令此の年月が存したりとするも、今日よりしては此の文書作成の年代を定むる材料とは成すに足らず。何となれば、此の地方に於る年次の記し方は、たゞ十二支によれる歳の名を記するにすぎずして、紀元もしくは年號を用いたるものに非れば、假令ば子の歳三月と記したりとて、今日よりしては之を果して何年に置くべきか、茫として據なければなり。されば今此の文書の年代を定めんとせば、普通かゝる場合に用いらるゝ方法即ち書體・紙質・用語の上等より考察するの外に道なければども、然も此等の點については今學界に於て異論頗ぶる多く、到底明確には之を定むるに由なし。或は此の文書が何人にも知り得るが如く縦に書かれ、余輩が先きに屢々解釋せし回鶻文の佛典の如く横書せられざる點よりして、之を遙かに後代のものと考ふるものあらんも、然も此の縦記の方法は決して然く後代に至りて起りたるものには非ると共に、一方横書の方法も、佛典書寫の如き場合には近代に至る迄存殘し、康熙年間に於る金光明經の寫本の如きも、(露西亞學士院所藏)また實に之を横に書けるを見る。されば畢竟此の文書の年代については、今日何人も明らかに之を定むる能はざるべく、暫らく前述せる一般的方法によりて、元代以前のものと見るの最も安全なるを推測するに止めんとす。

1. i-ya m(ä)ngä b(ä)g-t(ä)m(türkä).....

ニ 余 ンゲ テミュールニ